

那智勝浦町介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費受領委任払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）及び法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給に当たり、保険給付の請求及び受領に係る委任による支給手続（以下「受領委任払い」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法で使用する用語の例による。

(受領委任払い)

第3条 町長は、要介護被保険者及び要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が住宅改修施工事業者及び福祉用具販売事業者（以下「事業者」という。）に支払うべき住宅改修及び特定福祉用具購入に要した費用のうち、保険給付相当額分について、当該被保険者に代わり、当該事業者（次条の規定により受領委任払いの取扱いについて登録を受けた事業者に限る。）からの請求を受け支払うものとする。

2 被保険者は、住宅改修費及び福祉用具購入費（以下「住宅改修費等」という。）の請求及び受領にかかる権限を事業者に委任するものとする。

3 第1項の規定による支払があったときは、当該被保険者に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

(事業者の登録)

第4条 受領委任払いの取扱いについて登録を受けようとする事業者は、那智勝浦町介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに那智勝浦町介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第6条 登録事業者は、登録を廃止するときは、那智勝浦町介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録廃止届出書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(登録事業者の責務)

第7条 登録事業者は、被保険者の生活の質の向上及び問題の解決が実現するように法その他の関係法令及びこの要綱を遵守し、被保険者の心身状況等に応じた適切な住宅改修を施工するよう努めなければならない。

2 登録事業者は、町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他関係者との連携に努めなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消す

ことができる。

- (1) 正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- (2) この要綱に定める手続を行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者に損害を生じさせた場合
- (4) その他町長が登録事業者として不相当であると認めた場合

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、那智勝浦町介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（様式第4号）により当該事業者に通知するものとする。

（対象者）

第9条 受領委任払いを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険料の滞納がないこと。
- (2) 受領委任払いについて事業者の同意を得ていること。

（住宅改修費の事前申請）

第10条 受領委任払いによって住宅改修費の支給を受けようとする被保険者（以下「申請者」という。）は、住宅改修を行う前に那智勝浦町介護保険住宅改修費等受領委任払い事前申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出し、事前審査を受けなければならない。

- (1) 住宅改修理由書
- (2) 住宅改修に係る見積書（工事種別ごとに内容がわかるもの）
- (3) 改修前の状態が確認できる写真（日付が入ったもの）
- (4) 住宅改修箇所を示す平面図
- (5) 住宅の所有者の承諾書（住宅が借家等の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、住宅改修の承認について可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により承認を受けた場合において、当該承認後に住宅改修の内容に変更が生じたときは、第1項に規定する関係書類を町長に提出し、再度承認を受けなければならない。

（福祉用具購入費の事前申請）

第10条の2 受領委任払いにより福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者（以下「申請者」という）は、福祉用具購入を行う前に那智勝浦町介護保険住宅改修費等受領委任払い事前申請書（様式第5号）を町長に提出し、事前審査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、福祉用具購入の承認について可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（自己負担）

第11条 申請者は、住宅改修及び特定福祉用具購入に要した費用のうち保険給付相当額分を除いた額を自己負担額とし、事業者に支払うものとする。

（住宅改修費の支給申請）

第12条 申請者は、第10条第2項の規定により承認を受けた住宅改修が完了したときは、介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費住宅改修費支給申請書（委任払い用）（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) （介護予防）住宅改修費承認通知書

- (2) 住宅改修に係る請求書（工事種別ごとに内容がわかるもの）
- (3) 住宅改修に係る領収書（申請者が支払った金額が確認できるもの）
- (4) 住宅改修箇所ごとの完成写真（日付が入ったもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類
（福祉用具購入費の支給申請）

第13条 申請者は、第10条の2第2項の規定により承認を受けた福祉用具購入が完了したときは、介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費住宅改修費支給申請書（委任払い用）（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 福祉用具購入理由書
- (2) 福祉用具購入に係る請求書（福祉用具種別ごとに内容がわかるもの）
- (3) 福祉用具購入に係る領収書（申請者が支払った金額が確認できるもの）
- (4) 福祉用具の配置写真（日付が入ったもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類
（支給の決定及び支払）

第14条 町長は、前2条の規定による書類の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査のうえ、住宅改修費等の支給又は不支給を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支給を決定したときは、委任を受けた事業者に対し住宅改修費等を支払うものとする。

（返還及び受領委任の取消し）

第15条 町長は、事業者が偽りその他不正な手段により住宅改修費等を受領したときは、支払を受けた当該給付額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、被保険者が偽りその他不正な手段により受領委任払いの適用を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

（指導及び調査等）

第16条 町長は、当該住宅改修費等の支給に関して必要があると認めるときは、被保険者又は事業者に対して、帳簿及び書類の提出若しくは掲示を求め、その帳簿及び書類その他物件を検査し、説明を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。